

燕市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

燕市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 8 年燕市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 3 1 年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

燕市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年燕市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「連帯保証人及び利率」に改め、同条中「3パーセント」の次に「以内で市長が別に定める率」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項に定める連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「半年賦償還」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の燕市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。